

各委員から頂いた御意見

<目次>

・鈴木 基之	部会長	… 1
・石井 一夫	委員	… 3
・上路 雅子	委員	… 5
・大久保 規子	委員	… 7
・太田 猛彦	委員	… 9
・嘉田 由紀子	委員	…11
・茅 陽一	委員	…13
・小池 黙夫	委員	…15
・小宮山 宏	委員	…17
・杉山 雅洋	委員	…19
・須藤 隆一	委員	…21
・関澤 秀哲	委員	…23
・武内 和彦	委員	…25
・田中 勝	委員	…27
・中村 勉	委員	…29
・萩原 なつ子	委員	…31
・花井 圭子	委員	…33
・平野 信行	委員	…35
・廣野 良吉	委員	…37
・村上 千里	委員	…41
・森地 茂	委員	…43
・森本 幸裕	委員	…45

環境立国戦略メモ

鈴木基之 (070312)

1. 基本的視点として

我が国は美しい国としての伝統、自然環境に恵まれており、これまでの経済成長の過程で、人間活動の拡大と自然環境の有する容量との間の相克を技術的に克服してきた経験を蓄積しており、今、地球規模で生じているさらなる環境問題に、積極的に取り組み、持続可能な人間・地球系の姿を提示するための貢献を目指す。

危機意識は地球温度上昇、資源の劣化

地球の有するエネルギー資源・水資源・食料資源・環境資源などの有する容量は有限であり、今後も増大する人間活動に対応できるものではなくなっている。

気温上昇は近い将来において、悲劇的な破局を将来する可能性があり、これは貧困国を主とする環境弱者に対して大きな影響が現れると推定されている。

我が国の将来にわたる運営も、当然大きな環境制約の下に進められるべきであり、狭隘な国土における高度文明を構築する上で、将来ビジョンを明確に定め、ビジョンに基づきバックキャスティングにより政策を定め、その方向への大きな舵きりが急務である。

2. 低炭素社会の実現

地球全体との連携に関しては、IPCC の科学的予測に基づき、気候セキュリティーという観点から、積極的に国家的な意識の改変を行う。最終的には 2 °C を目標とするための国際的協働作業を主導する。

アジアに対する責任として、経済的に発展を期し、今後ますます二酸化炭素の排出の増大が予測されるアジア地域における低炭素で持続可能な社会像の構築に、我が国としては積極的な支援を行う。

再生エネルギーへの転換など低炭素を目指す種々の技術開発や社会システムの開発に関して国全体としての意志を明確にし、新たな産業構造への転換を誘導する。

3. 循環型社会の形成

アジア地域も含み、国際的な物流の増大が進んでいる中で、国内・アジア地域・地球規模における脱物質社会への転換を目指し、価値観の転換、脱物質化技術の開発、脱物質社会構造の構築の面での積極的な役割を果たす。

国内における物質依存社会からのパラダイム転換を主導し、サービス経済化への誘導を行う。物流に関する徹底的な管理を行う。

4. 自然との共生

自然と人間活動を調和的に捉えるアジア的発想を重視し、ゆたかで美しい日本の姿を積極的に発信可能なものとする。

5. 新たな都市の再生

世界的に起こっている人口の都市集中に関し、住み良く、環境負荷の少ない美しい都市のモデル作りへ向けた根本的な転換を図る。

都市と農村との連携に関してより有機的、緊密な関係を構築し、地域の活性化の中で、新たな価値観を構築し、人づくりに反映させる。

6. その他環境立国へ向けて

環境行動（経営その他）が市場経済の中で評価される仕組み作り

価値基準（パラダイム）の転換

環境教育の徹底

国の予算の一定程度（2%?）は低炭素社会への誘導へ利用

環境政策の一元・統合化

（省庁縦割りを排し、すべての政策決定の上位メカニズムとして環境省？を位置づける）

平成 19 年 3 月 13 日

21世紀環境立国戦略への意見

読売新聞東京本社
論説委員 石井一夫

「環境立国戦略」として検討すべき課題は、廃棄物・リサイクル問題や生物多様性の保全問題など多岐にわたるが、今回は地球温暖化問題に限り、基本的理念や具体的な施策を提案する。

(1) 戰略の基本理念、視点など

大前提は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を地球全体で半減させないと、危機的な状況が訪れるということだ。これは、IPCC 第一作業部会の第4次評価報告書やスターン報告書からも明らかで、これをもとに議論を進めることに異論はないだろう。

問題は、日本が何をすれば、地球全体の温室効果ガスを半減させることに大きく貢献でき、この問題でリーダーシップをとることができるかである。

一つの考えは、

- ① 日本は2050年に、地球全体の温室効果ガスの排出量を1990年比で50%削減することを目指す。
- ② そのために、日本としても2050年に、国内の温室効果ガスの排出量を1990年比70%削減する。

といった数値目標を示すことだ。「日本として具体的な目標を設定することによってこそ、温室効果ガス削減に向けた国内各層の努力を結集できる」との考え方もあるだろう。

しかし、思い切った数値目標の提示に対しては、「そんなものは果たして実現可能なのか」「達成のめどもたっていない目標を、国際公約のような形で掲げるのはどうか」といった意見がある。

何よりも重視しなければならないのは、「日本としての数値目標の設定は、地球全体の温室効果ガスの削減にどれほどの意味を持つのか」という視点である。

地球規模で温室効果ガスを削減するには、米国、中国、インドを巻き込むことが不可欠だ。そのため、日本が上記のような数値目標を掲げることがどれほどの意味を持つのか、検討する必要があるだろう。

さきの EU 首脳会議で合意に達した「2020年に20%削減」との数値目

標が、来るG 8サミットで EU 以外の諸国からどう受け止められかも考えなければならない要素だ。

いずれにしても、米国や中国が乗ってくるような削減の枠組みを提示して初めて、温暖化防止に貢献したことになるのではないか。

そのためには、米国や中国の出方をじっくり見極め、外交交渉の成果を踏まえたうえで現実的な枠組みを考えなくてはならないだろう。以下、こうした枠組みづくりのために検討すべき、具体的な諸問題について考える。

(2) 具体的な施策

- ・ 枠組み作り 京都議定書と同様に、1990年を基準年とした排出総量の削減を数値目標として掲げるような枠組みでは、米国や中国が乗ってくる可能性は低いのではないか。その他の国からも「公平性」の観点で、反対論が出る可能性が高い。中国やインドについては、省エネルギーの観点からエネルギー原単位での数値目標の導入も考えるなど、差別的な取り扱いを提示する必要があるかもしれない。
- ・ 革新的な技術開発 日本の高い技術をさらに発展させ、海外に移転することが温暖化防止に役立つのは間違いない。他国との共同開発や他国への技術協力も含め、政府として、温暖化防止のための革新的な技術開発に向けた、予算の傾斜配分を考えるべきだ。
- ・ ODA の活用 環境ODAの推進が必要。発展途上国の「適用」などへの活用も含め、環境重視型のODAを優先的に実施していく。
- ・ 排出権取引 温暖化防止のために市場メカニズムを取り入れることは、温室効果ガス削減のインセンティブを与えることにもなり、有効だろう。ただ、これについても、現在のEU-ETSと同様のものをそのまま取り入れるのかどうか。例えば、CO2排出総量にキャップをかける以外に方法はないのか、という問題もある。排出権取引の導入の是非も含め、早急に議論を深める必要がある。
- ・ APP 国連の気候変動枠組み条約とは別の取り組みも無視できない。とくに、セクター別にエネルギー効率の改善を目指す「アジア太平洋パートナーシップ（APP）」には、日本のほか、米国、中国、インド、韓国、豪州が加わっており、地球規模の温暖化防止に果たす役割は大きい。京都議定書やポスト京都の枠組みに替わるものとしてよりも、互いに補完し合う取り組みと位置づけることもできる。問題は、立ち遅れた国のエネルギー効率を改善するためにだれが資金を出すのかということだ。

以上

「21世紀環境立国戦略に関する意見」

農業環境技術研究所

上路雅子

環境問題は人類に深刻な影響を及ぼし地球レベルで解決すべき課題である。持続可能な発展を不可欠とする政策、社会・経済活動に加えて、一人一人が日常の生活を見直し実行することが重要である。環境立国戦略を構築する上で、これからの中長期環境がどうあるべきか目標を明確に設定し、その上で、わが国がどのような役割を果たすべきか提示すること、さらに、戦略をスローガンだけで終わらせないようにするために、法律や税制等も含めて社会的環境コストの負担のあり方についても検討する必要がある。

なお、急激な地球温暖化による気候変動に伴った問題がクローズアップされているが、自然環境の破壊、水質汚染など多種多様な環境問題も複雑に関連しているので、地球温暖化と同様に緊急の対応が必要である。

1. 取り組みの目標

- 人類の食糧と豊かな生活が確保される地球環境でなければならない。
- 中国、インドをはじめとした人口増加に伴って食糧生産の量的・質的な向上が求められているが、地球温暖化、砂漠化、水質悪化など生産環境の劣化に歯止めがかかっていない。一方、農畜水産業も温室効果ガスの放出、生態系の破壊、水質・土壤汚染、土壤侵食等の原因になっており、環境に負荷を与えていていることから、対策技術の研究開発が迫られている。
 - 活発な経済活動は、生活の向上に大きく貢献してきている。しかし、わが国の高度経済成長時の公害と同様の問題が東南アジアなどで発生している。環境と経済とが両立する持続可能な発展が必要である。

2. 海外にむけたわが国のリーダーシップ

- 国際的なルールづくりと、わが国がもつ持続可能な技術を海外移転すること。
- 気候変動の主要因は人為的であると科学的にも検証されたことから、対策は地球レベルで国際的な協力体制のもとに加速化されなければならない。特にCO₂排出削減義務が課せられていない国が多い状況にあり、わが国は、あらゆる国際的場面で環境問題解決にむけてイニシアティブを発揮るべき。
 - わが国は、産業界を中心とした技術革新によって公害問題を解決してきた。温室効果ガスの低減、廃棄物対策や3R技術など、多くの環境技術を有しているので、世界をリードできる技術として積極的に海外移転すること。この

ことが、国際的にも極めて大きな役割といえる。

3. 国内での環境問題に対する取り組みの強化

解決すべき問題の具体化と、達成目標の設定による国民レベルの取り組み。

- 温室効果ガスの排出量削減の目標達成が危惧されている。特に家庭を中心とした民生部門の削減が十分でない。温暖化による気候変動が生活の中で直感できる状況にあるが、国民の具体的に取り組むべき方法は必ずしも明確に示されていない。省エネ、省資源など全体的に認識されつつあると思われるが、生活の見直しを含め、環境保全にむけた家庭・個人での取り組み目標を設定し実行することが重要である。

4. 環境問題への国家的な取り組みの強化

多様な環境問題の解決に向けて、有機的な連携と適切なリーダーシップを担う組織（者）が必要である。

- 地球温暖化対策、生物多様性保全、資源・エネルギーの循環、バイオ燃料の普及などに関する多くの環境政策が各省で行われている。それぞれの得意とする分野について、専門性を活かし相互に連携しながら取り組みが行われているのが実態である。環境問題の解決は全方位での観点に立ち、トレードオフにも配慮した対応が必要である。これまで以上に各省を超えた有機的連携による総合的取り組みの強化、さらに、明確なリーダーシップの存在が必須である。

5. 環境教育・学習の重要性

人類にとって豊かな生活を創造・維持するために地球環境保全に向けた意識の醸成と行動が必要である。

- 家庭・個人レベルでの生活様式はこれまで必ずしも環境を意識したものではなかったのではないか。人類の食糧と健康の確保にむけて、環境破壊をストップするために何をなすべきか、国民共通の理念を構築し、ひとりひとりの生活の中で環境保全に向けたマナーを身につけていく、環境教育が重要。
- 国民は物質的な豊かさに加えて癒しを求めている。里地・里山への関心も高まっており、NGO・NPO をはじめとした各種活動によるネットワークが十分に機能し発展することが必要である。

21世紀環境立国戦略に盛り込むべき分野横断的な事項について

大久保規子

日本が環境の分野で国際的なリーダーシップを發揮するためには、各分野ごとの施策を推進するとともに、あらゆる施策に適切な環境配慮を組み込むための実効的な仕組みを自ら確立し、また、とくにアジアの国々において同様の仕組みの形成を支援する必要がある。このような観点から、分野横断的な施策として、少なくとも次の2点を21世紀環境立国戦略に盛り込むべきであると考える。

1 S E Aの推進

環境に関わるあらゆる施策に適切な環境配慮を組み込むための手法として、グローバル・スタンダードとなりつつあるのが、戦略的環境アセスメント（SEA）である。日本においても、SEAの推進は第三次環境基本計画に位置づけられており、現在、ガイドラインの策定に向けた作業が進められているところである。SEAの段階的な法制化も含め、よりいっそうの推進がなされるべきである。

また、環境分野におけるいわゆるP D C Aの実効性を確保するためには、例えば、現在、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を加えるなど、さまざまな行政システムとの組み合わせを図ることが重要であろう。

2 あらゆる主体の参画・協働の推進—オーフス条約の普及—

あらゆる主体の参画・協働を実現するためには、環境教育の推進と民主的な意思決定システムの確立が不可欠の要素である。環境教育に関しては、日本の提案により「国連持続可能な開発のための教育の10年」が推進されており、その着実な実施に向け、引き続き先駆的な役割を果たすべきである。

他方、民主的な意思決定システムに関するグローバル・スタンダードとなりつつあるのが、「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」（オーフス条約：2001年10月発効）に定められた3つの基準（①環境情報アクセス権、②政策決定参加権、③司法アクセス権の保障）である。この条約はリオ宣言第10原則を具体化したものであり、従来、EUを中心にその普及が図られてきた。しかし、この数年、アジアの国々においても同条約に関する関心が急速に高まっており、日本の第三次環境基本計画でも言及がなされている。とくにアジア地域におけるオーフス条約の普及のため、日本は、国際的なリーダーシップを發揮すべきである。

